



平成 28 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 古内 耕太郎
(コード番号 9628 東証第一部)
問合せ先
常務執行役員(広報・IR 担当) 鈴江 敏一
(TEL 06-6226-0038)

子会社で発生した不祥事に関するお詫びと対応について

弊社は子会社の(株)公益社(本社 大阪市北区、代表取締役社長 古内 耕太郎)において、身元が不明のご遺体や、身寄りのない方のご遺体に関する業務に特化した施設「ステラ事業所」(大阪市西成区)を運営しておりますが、今般、このステラ事業所にて平成 26 年と平成 27 年に受託した、あわせて 2 事案の業務において、ご遺体を取り違えて火葬手続きを行ったうえに、事故発生を認識した後も、意図的に同事業所内部にて当該事実が伏せられ、適切に社内での事故報告および事故後の是正処置が行われなかったことが判明いたしました。

今回の事態発生を受けて弊社では、コンプライアンス委員会事務局が第三者である常勤監査役(社外)および社外の弁護士と協議しながら、客観的にその原因を調査し、社内で検証を重ねてまいりました。

本日、当該業務の委託者である行政諸機関への一連の報告が完了し、ご遺骨に関する善後策についても見通しがつきましたことをもって、上記社内調査にて解明した原因、および既に策定・実行しております再発防止策と合わせて、本件をお知らせする次第であります。

弊社は、故人を尊厳あるかたちでお送りするとともに、ご遺族や故人の友人・知人の方々の悲しみをケアすることを社会的使命と認識しており、従業員一人ひとりがこの使命を果すべく日々の業務を遂行すべきところ、今般かかる不祥事を惹起しましたことを、重く受け止めるとともに、行政諸機関をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを、衷心よりお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事発生に至る経過とその概要

(1) ステラ事業所の概要

ステラ事業所は、(株)公益社の他の葬祭施設とは異なり、大阪府内の警察が所管する身元が不明のご遺体や事件・事故に巻き込まれた可能性のあるご遺体、あるいは、病院や介護

施設等で亡くなられた身寄りのない方などのご遺体に関する業務に特化した施設です。

警察による捜査や行政機関によるご遺体の身元調査等が完了してお引き取りになられる方が現れるまでの間、または市町村により火葬が実施されるまでの間、一時的にご遺体をお預かりするとともに、ご依頼により葬儀も執り行っております。

当事業所でお預かりしているご遺体の数は、常時 50～60 体、多いときには 100 体を超えることもあります。日々ご遺体の受入れ、火葬場等へのお送り等があり、平均して 1 日当たり 2～3 体、多いときは 1 日で 5 体以上のご遺体の受入れ、お送りの業務があります。

このような施設の性格上、お預かりするご遺体は氏名が不詳の場合や、ご遺体の状態からお顔等を確認できない場合も多くあります。また、ご遺族が居られるかどうかが判明せず、行政機関からのご指示を受けて火葬を行うケースが多数を占めております。

(2) 不祥事の経過と概要

今回、調査の結果、ステラ事業所で平成 26 年から平成 27 年にかけて、あわせて 2 案件で合計 4 体のご遺体の取り違えが発生したことが判明いたしました。

(ア) 平成 27 年に大阪府河内長野市で死亡された方のご遺体に係る事案

本年 1 月 9 日、河内長野市生活福祉課様とご遺族を經由してご遺骨を引き取ったと言われる方から、弊社に「引き取った遺骨は実は他人の遺骨と入れ替わっているのではないか」との照会がありました。

この照会を受けてコンプライアンス委員会事務局が調査しましたところ、問い合わせのあったご遺体は、平成 27 年 6 月 19 日に大阪府河内長野警察署様からのご依頼によりお預かりした、当初身寄りが不明な方のご遺体（以下、「ご遺体①」といいます。）で、ステラ事業所の記録では、河内長野市生活福祉課様のご依頼により、平成 27 年 7 月 21 日にご遺体の火葬手続きを行った上でご遺体①を火葬場に搬送したようになっておりました。

しかし、ステラ事業所では、平成 27 年 6 月 15 日に、同じく大阪府河内長野警察署様からのご依頼により、行旅死亡人（注）の氏名不詳の方のご遺体（以下、「ご遺体②」といいます。）もお預かりしており、当該事業所関係者への慎重なヒアリングの結果、本来であれば平成 27 年 7 月 21 日にご遺体①を火葬のため出棺すべきところ、上記のご遺体②を誤って出棺・搬送し、火葬手続きが行われており、この結果、火葬場を經由して河内長野市にお渡ししたご遺体①のご遺骨が、実際にはご遺体②のご遺骨であるとの判断に至りました。

（注）「行旅死亡人」とは、本人の氏名または本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない死亡者をいいます。

本事案のご遺体の取り違えにつきましては、ステラ事業所内では、平成27年7月21日から3～4日後には、その事実を認識するに至りましたが、同事業所内において意図的に事実が伏せられたまま、平成27年9月2日にご遺体②を火葬のため出棺すべきところ、すでにご遺体②は火葬されてしまっているため、残されたご遺体①を出棺・搬送し、火葬手続きが行われたものであることも判明いたしました。

(イ) 平成26年に大阪市西成区で死亡された方のご遺体に係る事案

事案(ア)に関する調査はステラ事業所を含む全社を対象に行いましたが、その過程で、ステラ事業所において、もう一事案ご遺体の取り違えが起こっていたことが判明いたしました。

平成26年2月1日に大阪府西成警察署様からお預かりした行旅死亡人の氏名不詳の方のご遺体(以下、「ご遺体③」といいます。)を、大阪市西成区役所保健福祉課様のご依頼により、同年7月8日に火葬のため出棺すべきところ、同年4月25日に同じく大阪府西成警察署様からお預かりした行旅死亡人の氏名不詳の方のご遺体(以下、「ご遺体④」といいます。)を誤って出棺・搬送し、火葬手続きが行われていたものです。

本事案のご遺体の取り違えにつきましては、ステラ事業所内では、平成26年8月4日にご遺体④を火葬のため出棺すべきところ、同日以前の棺のチェック時に、本来存在しないはずのご遺体③の棺が残っていたことから、事実を認識するに至りましたが、同事業所内において意図的に事実が伏せられたまま、平成26年8月4日出棺時にご遺体③を出棺・搬送し、火葬手続きが行われていたため、今般、事案(ア)を契機とする追加調査の過程で、関係者から事情聴取するまで、弊社としては認識できていませんでした。

2. 現在の対応状況

弊社の調査結果を受け、すでに河内長野市役所様および大阪府河内長野警察署様には今回の事態についてのご報告をさせて頂きました。今後、同市にて現在も保管されておりますご遺体①のご遺骨が、ご遺族のもとに返還されるよう努めてまいります。

また、大阪市西成区役所様および大阪府西成警察署様にも、すでに調査結果をご報告させて頂きました。本件に係るご遺体③およびご遺体④は現在も氏名不詳であり、いずれのご遺体のご遺骨も、一定期間経過後に合祀されております。

弊社は、かかる事態を受けて一般葬を含めた弊社グループ全事業所について調査を行いましたが、上記のステラ事業所以外にご遺体の取り違えは発生していないことを確認しております。

3. 事案発生の原因

ステラ事業所においては、行政機関からの指示をお受けして、出棺に際しては、現場担当者がご遺体を納めた棺に表示されている、当該ご遺体をお預かりした日付・警察署名を

照合し、さらに、警察における管理番号がある場合にはこれも照合の上、指示されたご遺体を出棺することになっております。

しかし、今回発生したいずれの事案においても、出棺の準備を行った担当者が、棺になされた表示を十分確認せず、お預かり日や管理番号の確認が不十分なまま、ご遺体の棺を指示されたご遺体の棺であると思い込んで準備しており、さらに、出棺時に棺を再確認する別の担当者も、ご遺体の取り違えに気付かなかったため、結果的にそのまま火葬がなされてしまっておりました。

さらに、いずれの事案においても、ステラ事業所においては最初の出棺、火葬の後に、ご遺体取り違えの事実を認識しましたが、同事業所内で意図的に事実が伏せられていたため、1. (2) (ア) の照会を契機に社内調査を実施するまで、弊社としては事故発生およびその隠蔽に気づくことができませんでした。

4. 再発防止策

すべての従業員が葬儀の役割と意義を正しく理解した上で、社会的使命を全うすべき弊社グループ内で今般、かかる不祥事を引き起こしたことを重く受け止めており、調査結果を踏まえ、ステラ事業所では再発防止のために次の施策をとることとし、本年1月16日より実施しております。

- (1) ご遺体の受入れ時、安置場所変更時、出棺時のそれぞれについて、作業員以外の管理者によるダブルチェックを実施し、実施者名および管理者名を管理シートに記入するなど、日々の確認作業を徹底いたします。
- (2) 社内内部監査部門により、再発防止策の有効性・実効性の確認のための定期監査を実施いたします。
- (3) 法令その他社会規範を遵守した事業活動の重要性を社員に再教育するとともに、内部通報制度（ヘルプライン）の一層の周知、啓蒙を図り、コンプライアンスに抵触する事案が発生した場合の早期把握に努めます。

5. 社内処分

事案の重要性に鑑み、弊社経営陣は本年2月8日開催の取締役会にて、本事案発生時の担当取締役および執行役員、合わせて4名の管理監督責任に関して、下記の処分を決議いたしました。また、ステラ事業所従業員および同事業所を管轄する部長職1名につきましても、社内規程に則り処分を行いました。

代表取締役 2名	それぞれ減俸 10%	2ヶ月
常務執行役員 1名	減俸 10%	2ヶ月
執行役員 1名	減俸 10%	2ヶ月

以上